

人材育成システムの導入および保守業務
仕様書

令和4年7月

守山市

1. 業務の概要

(1) 業務名

人材育成システムの導入および保守業務

(2) システム導入の目的

人事評価にかかる工程(実施、集計、分析および情報管理)をすべてシステム上で行うことで、事務の効率化を図るとともに、人事評価と人材育成情報を一体的に管理するためシステムを導入するもの。

(3) 履行場所

守山市役所 (守山市吉身二丁目5番22号)

(4) 契約期間

契約締結日から令和10年8月31日まで

※導入期間：契約締結日から令和5年2月28日まで

運用期間：令和5年3月1日から令和10年8月31日まで

2. スケジュール

No	工程	期日
1	実施要項・募集要項の発表	令和4年7月7日(木)
2	参加申込書受付期限	令和4年7月20日(水)
3	参加資格審査結果の通知	令和4年7月22日(金)
4	企画提案書提出依頼の通知	令和4年7月22日(金)
5	プレゼンテーション日程通知	令和4年7月22日(金)
6	質問受付期限(参加資格を得た者に限る)	令和4年8月3日(水)
7	質問回答日	令和4年8月10日(水)
8	企画提案書提出期限	令和4年8月22日(月)
9	プレゼンテーション(審査)	令和4年8月下旬
10	審査結果通知	プレゼンテーション(審査)後速やかに
11	審査結果の公表	プレゼンテーション(審査)後速やかに
12	契約締結	プレゼンテーション(審査)後速やかに
13	本稼働予定	令和5年3月予定

※スケジュールは現時点での予定であり、変更する可能性がある。

3. システムの内容

(1) 概要

- ・導入するシステムは提案時点で製品化されているシステムであること。
- ・地方公共団体へのシステム導入・運用実績があること。
- ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の認証を受けた LGWAN-ASP サービスで提供されるシステムであること。
- ・クラウドサービス（ASP）による提供であること。
- ・定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図ること。
- ・各機器からシステムを利用するにあたっては、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザ（Microsoft Edge）による利用とすること。
- ・すべて LGWAN 内でのみ利用できること。
- ・機器等のネットワーク参加については、守山市情報系（LGWAN 系）ネットワーク設置者：ICT 政策課および保守業者：京都電子計算株式会社と綿密に連携・調整を図ること。

(2) 機能要件

別紙「機能要件一覧」の機能を提供できること

(3) 利用職員数

R4. 4. 1 時点の職員数	利用期間満了時の職員数 (見込)	対象者を広げた場合の職員数 (見込)
542 人	600 人	1,100 人

(4) セキュリティ対策（データセンター）

① 立地要件

- ・海岸からの距離 15km 以上
- ・海拔 100m 以上
- ・立地している自治体が公表している洪水・津波・土砂災害に係る各種警戒区域図等において、災害予測対象エリアに含まれないこと。もしくは、そのリスクに対する対策が実施されていること。

② ファシリティ要件

- ・日本国内に所在していること
- ・建築基準法の新耐震基準を満たした建物であること
- ・JDCC 基準 Tier3 以上
- ・データセンター専用建物、免震構造ビル

③ 情報セキュリティ対策

- ・データセンター事業者は、ISO27001 及び P マークを取得していること。
- ・サービスの解約時には当市のデータを完全消去すること

(5) そのほか

- ・ユーザーIDおよびパスワードによりシステム認証管理ができ、職員ごとに詳細な権限が設定可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取り扱いが制御できること。
- ・管理者アカウントを利用し、統合的な管理ができること。
- ・導入後に利用職員数の増減があった場合でも、「(3) 利用期間満了時の職員数（見込）」の範囲内においては追加費用が発生しないこと。
- ・「(3) 利用期間満了時の職員数（見込）」の職員数を超える場合についても、継続して対応できること。なお、その場合の費用については、本市と協議のうえ、決定するものとする。
- ・利用職員の対象を広げた場合、「(3) 対象者を広げた場合の職員数（見込）」の範囲内で対応できることとし、事前に費用について取り決めておくこと。
- ・ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化（追加・修正等）については、追加の費用なく提供すること。
- ・人事評価制度を変更する際に、改修やカスタマイズが必要とならない汎用性・拡張性があること。

4. 導入業務

(1) セットアップ

システムの導入にあたっては、データの作成は本市が行うものとし、受託者において移行すること。なお、システムに移行するデータの種類は提案の範囲内とする。

(2) 操作マニュアル

- ・運用開始の1ヵ月前までに操作マニュアルを作成し、本市の確認を受けること。
- ・操作マニュアルは、可能な限り専門用語を使わず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャーを用いて分かりやすい説明とすること。
- ・操作マニュアルは電子データ一式を納品すること。
- ・機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し提供すること。

(3) 研修

①管理担当課向け操作研修

- ・システムを管理する職員への操作研修を指定する場所で開催すること（1日間・1回程度）。
- ・利用職員向け操作研修を実施する前に当該研修を実施すること。
- ・研修は、導入システムに精通した者が講師を務めること。
- ・県外からの訪問が許されない状況や集合研修が困難な状況になった場合は、オンラインでの遠隔研修の実施等の対応をすること。

②利用職員向け操作研修

- ・システムを利用する職員へ操作研修を指定する場所で開催すること（2日間・4回程度）。

-
- ・研修は、導入システムに精通した者が講師を務めること。
 - ・本市と受託業者で協議のうえ、研修内容およびスケジュールを作成すること。
 - ・県外からの訪問が許されない状況や集合研修が困難な状況になった場合は、オンラインでの遠隔研修の実施等の対応をすること。
 - ・研修時に質疑のあった内容を記録し、回答を付して本市に提供すること。

5. 保守業務

(1) 運用保守

- ・運用時間は、通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止期間が必要となる場合には、事前に本市に申し入れること。
- ・ヘルプデスクを設置する等、システムの利用上の問い合わせについて、電話および電子メール等での問い合わせに対応する体制を整備すること。
- ・システムのバージョンアップ（機能改善等）がある場合には、事前に通知したうえで行うこと。
- ・バージョンアップやメンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。
- ・定期的に自動でバックアップを行うこと。

(2) 障害対応

- ・障害発生時の連絡体制および対応フォロー等をあらかじめ定めること。
- ・障害が発生した場合には、速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ・管理するデータが消失することのないよう、バックアップデータを保存し、必要であればバックアップデータから復旧作業を行うこと。

6. 留意事項

- ・本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備えるべき事項については、完備されているものとする。
- ・受託者は、本仕様書および提供された情報等について、他社への情報漏洩等が起こることのないよう、必要な措置を講じること。
- ・受託者は、本市が提供する資料等について、許可なく複写および第三者への提供はしないこと。
- ・システムの運用開始から 3 年以内に、導入されたシステムに本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- ・受託者は、本契約の終了時に、サーバー内に保存されている本市に係るデータを完全に消去すること。
- ・受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ・受託者は、本市の個人情報保護条例の趣旨を理解し、個人情報の保護に努めること。
- ・本契約の満了または解除等により、次期システムへの更新を図る等の場合、本市が円滑にシステム移行業務を遂行できるよう、受託者はデータの抽出作業および移行作業について誠意を持って

協力すること。

- ・仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、本市と協議のうえ、決定するものとする。